

#### 4・28 反処分闘争、28年間の闘い、最高裁でも勝ち、職場復帰が現実。 少数派でも闘えば勝てる。あきらめない人生に学び、原告団を称える。

郵政ユニオン・長崎  
中島 義雄

##### 1、最高裁で勝つ。

2月13日、最高裁第3小法廷(那須弘平裁判長以下5名)は4・28処分取り消し、解雇無効裁判で、原告勝訴の高裁判決を支持し、郵政の上告を不受理とする決定を出した。そもそも上告不受理とはなにか。決定では高裁判決を不服としての郵政の上告に、「民事訴訟法第318条1項により不受理」としている。高裁判決は処分取り消しであった。最高裁は上告書が出たとき、憲法判断と最高裁判例違反の事案がある場合のみ受理となっている。だから不受理とはこれに当たらないとされた結果で、高裁での勝利が確定したわけである。

これにより、1979年4月28日の免職から28年間闘ってきた7名の被免職者は処分取り消しを勝ち取り、近く郵政の職場へ復帰する。私はすばらしいことだと原告団を称えたいし、これに学ぼうと思う。

##### 2、戦後日本の労働運動

この免職事件の発端は、戦後日本労働運動でも国鉄闘争に次ぐ主要な意味を持つ闘いであり、勝利の意義は歴史的にもきわめて大きい。

思えば、戦後の日本労働運動はGHQ(アメリカ占領軍)の命令を受けた民主化の目的を持って結成されるが、しかし日米の国家権力と資本は、すぐ始まる朝鮮戦争とともに、社会主義の防波堤としての日本の国家体制=反共産主義を民主化より優先する。組合は社会主義をめざす勢力とされ、弱体化攻撃が続き、その基本的権利を奪われる。国労、全通は労働基本三権の団結権、団交権、争議(ストライキ)権獲得のために闘うが、同時に国側の攻撃も激しく、組織も動揺し、組織防衛が闘いの中心となる。国鉄、郵政は「生産性向上運動」と称して、労働者を差別、選別し、あらゆる攻撃をかける。そのときの国側の秘密指導文書にマル秘と刻印されていたことから、労組はその攻撃に反対する闘いを反マル生闘争と呼んだ。

##### 3、越年反マル生闘争の起こり

おりからスト権奪還闘争は争議行為を禁止されているなか、時間内職場集会として続くが、役員に解雇者が出る。そして解雇者=非職員は組合役員になれないという法律をたてに国側は団体交渉すら拒否する。国労は闘いを挑むが敗北し、解雇三役を変えたが、全通は一年半闘い続け、現行解雇者の三役のまま、団交権を獲得する。しかし、1977年、最高裁は名古屋中央郵便局裁判で、公務員のストライキの禁止は憲法違反に当たらず、刑事罰も可能とする、超反動判決を出し、官公労のスト権闘争の法的争いがいったん終わる。もともと総評がかかげたスト権奪還闘争は、1975年の2週間のストライキでも敗北しており、総評運動の基本が法的にも運動的にも崩れたこととなる。

1978年春闘で刑事罰回避を理由に全通は、公労協の統一ストライキから脱落する。当然夏の大会で本部は厳しく糾弾され、代議員の三分の一の不信任が出る。その後、反マル生闘争で13項目の要求の完全獲得まで闘うという本部方針が出され、年末闘争に突入する。「怨念の17年」という全通労働者の怒りは、差別と人権否定に苦しむ労働者の共通する思いであった。こうして越年年賀拒否の闘争が歴史上初めて行われる。しかし、年賀が元旦に配達されないという異常な状況でも全通の勝利の扉は開かなかつた。自民党と郵政はこの年の4月28日、この闘争に参加した現場労働者に8000名を超える処分を出し、なかでも61名に厳しい免職攻撃を行った。これが4・28の処分の経過と背景である。

##### 4、4・28 反処分闘争

以来全通は12年間反処分闘争を闘う。しかし1990年、全通はこの闘争の解決のために、自民党の金丸副総裁と社会党の田辺誠委員長(もと全通本部委員長)のトップの話し合いの結果として、双方に恥をかかせない妥協案だとして、裁判のとり下げと、郵政採用試験の受験有資格者の再受験=再採用という方針を出し、幕引きを図る。しかしこれに従い受験した16人全員は合

格せず、また免職者の多くが受験の有資格年齢40歳を超えていたため、自主退職をしていた人以外の30人は救済とはならず闘いは終わる。そしてこの幕引きは全通全国大会でも決定され、闘争継続者は全通からも解雇された(全通からの解雇ではのちの別の裁判で全通本部が敗訴した)。この千葉全国大会は反対派の排除のために機動隊が出動し、全通の変わりようを見せ付けた。

## 5、勝利の意義

そして、解雇から28年間を闘った7名の勝利である。

これは裁判を最後まで闘った7名の勝利だけでなく、免職者58名の勝利でもある。そしてなによりも、反マル生越年闘争をともに闘った16万人全通労働者全体の勝利である。さらにこれは全国の支援者や弁護士の努力のたまものといえる。

反マル生闘争は労組差別、人権否定の労務政策変更を求めた闘いであったのだから、闘いの正当性はゆずれない。無論、4・28 免職者は全通を代表して免職となったのだから、この救済は闘った人のみの救済ではなく、当時闘ったすべての人への朗報であり、反マル生闘争は正しかったと思う。また同時に、最後まで闘うとした人を組織から排除した労組の方針の変更こそ、誤りであるという指摘でもある。だからいまや協調こそ当たり前の連合労働運動だが、そこに変身するために4・28を切り捨てた全通のみならず、連合労組のありようにも問題があったとする答えがでてくる。闘った側からするなら、「あんたの負けよ」と連合派に宣告したい。

勝利者は7名であるが、免職者58名にも復職の権利がある勝利は大きい。受験をした1名の解雇無効確認という裁判が勝ったことで、そのことが明白となった。いったん裁判を取り下げた人ももちろん、被免職者全体に、この案件では時効がなく、別の裁判で権利が回復できる可能性が高くなったからである。これは大きい。闘争から見ると再受験は違った選択だと批判があったが、みずからの勝利だけでなく、周りの勝利の可能性を示したことで、意外な結果を生んだ。

闘いを最後まで貫くことは困難である。しかし勝つためには闘いを継続しなければならないし、彼らは最後まで闘ったから勝てたのである。弱くても少数でも勝つことがある。要求が当たり前であれば、支持者は必ずいる。執念は勝利の鍵であり、それが4・28 教訓の1である。

## 6、敗北は誰か

誰が負けたのか。それは61名を免職とした郵政が完全に敗北したのである。郵政は最高裁の決定を受けて、復職の意志の確認と手続きにすでに入った。もちろん、東京高裁の江見弘武裁判長は、処分の選定基準に合理性がないとただけであり、マル生の差別労務政策を糾弾したわけでもなく、また争議権を認めただけでもない。しかし処分の正当性に勝ったことは、その次のその闘いの正当性に必ず連動しよう。この意味は、当時のマル生攻撃の正当性について、もう一度検証の道を開くだろう。

4・28 処分以降、全通は国と郵政の強い意思での攻撃に恐れをなし、郵政と協議し、その年の10・28に労資正常化協定を結び、対立から協調へと路線を変更し、4・28 反処分闘争と被免職者を組織から排除する。その結果の全通(現 JPU)の今回の敗北は特筆すべきである。郵政が全通攻撃の理由とした違法なストを行う労組は違法団体であり、労組としての法的庇護はないという弾圧政策から全通自身が逃れる選択ではあったが、一人労組という組織のみが延命し、4・28 被免職者を人質として敵に差し出し、人権回復のない状態下で放置した路線変更の非人道性は、厳しく糾弾されよう。仮にもピープル・ファーストして、人の尊厳を労組の基本におくと宣言している労組のやることかと指摘したい。

## 7、勝利の背景と原因

勝利の原因として、原告らは労組から離れて個人として闘かわざるをえなかったが、そのことが逆に勝利の道を開いたとみえる。彼らは労組の制約から離れ、縦に横に全国の闘争団や支援者をつながり、とりわけ全労協などの闘争団や東京総行動という闘い方で敵を追い詰め、勝利を勝ち取った。ある意味、全通の制裁が勝ちを与えたともいえる。これは国労の四党合意と現在の

鉄建公団訴訟原告団の9・15判決にもつながる共通する特徴である。

法的に勝った理由としてはなにか。東京高裁では明白にいうが、郵政の4・28処分者の選定基準の不合理性である。一審の地裁ではこのことに触れてはいるが、「争議をした人の誰の首を切るかは郵政の裁量権の範疇」として、原告の訴えを退けたが、高裁はこれに合理性がないと判決の冒頭で述べる。裁判所の警告であったが、郵政は一審判決がその支柱とした名古屋中郵最高裁判決（争議行為の禁止の合法性）の判例に自信を持ち、争議の実行者の免職は正当という立場を継続し、江見裁判長の指摘に応じなかった。もちろん、処分の公平性が著しく欠けている4・28であったことは、当時から自明であったが、争議行為の処分は争議での一般参加者よりもその闘いを決定し、指導した首謀者に重いというもう一つの名古屋中郵最高裁判決に耳を貸さなかったからである。偶然だがこれは9・15国労鉄建公団訴訟原告団第一審難波裁判長判決にもいえる。鉄建公団側は、訴えは時効であるとして、ほとんど立証行為をしなかった。処分から16年もたって、解雇無効をいうのは時効であることは誰でも言える論理だが、それにおもねる国の姿勢は、意外な判決を引き出す。いずれも、改革は国是であり、反対派は国策に違反するもの確信犯とする視点から、法的救済のらち外にあるとする立場であった。いわば、勝ち続ける国のおごりでもあったのだと思う。

原告が勝った真の理由は、4・28処分が不当だったからである。当時処分を受けた58名の東京の若者。地区本部はおろか支部の役員ですらなかった平均年齢26歳の若者たち。この58名が国を揺るがす大闘争のA級戦犯者であるはずがない。処分を受けるべきは本部役員と地区本部役員。そして執行権という労組の法的指導権利を持つ支部長や支部執行委員だったのだ。

だが、郵政の処分の目的は争議行為者の処罰にとどまらず、郵政の職場から党派活動家を排除することであり、ある意味労使関係正常化を目指した全通の希望にもそったレッドパーズでもあった。この処分は、郵政改革の始まりの号砲でもあった。そして全通はその筋書き通りにその後を歩み続け、道を踏み外す。

処分から半年、全通は10・28労使正常化路線に行きつく。その後、いくつかの変遷を経て、免職者を組織から排除した。かりに組織決定による路線の変更による闘争終結でも、その際は最大の犠牲者である4・28の免職者の権利回復が最優先課題であることは社会的常識であるはずだ。この普通の手順を間違えた郵政労使の処分と闘争終結に、裁判所が「違うだろ」と判決したのだと思う。敗者が郵政労使であることの証明だ。

## 8、連合労働運動について

それはまた、現在の日本労働運動のありようにも一石を投じる。全通も国労も原告団を排除したが、現在のほかの労組の協調派にとっても闘う人は路線の妨害者である。それが連合路線の基本である。国、会社から解雇された人は、同時に会社と協調する労組からも排除される。連合労組の路線では解雇撤回は存在しない。闘う人の解雇は会社と労組の共通の利益でもある。昨年一年間で長崎のある大手の企業で自殺者が5人も出た。しかし組合は「仕事で悩んだ個人の責任である」として取り合わず、抗議すらしないという。そうした労組は労組ではなく会社の第2労務課であり、団結する意味がない。現在、協調派にいるすべての闘う労働者と、そうした渦中にある人の選択は、新しい闘う労組を作る権利が一人ひとりにあるという現実のやさしい答え以外にない。

戦後日本の労働運動では「数は力、団結は正義」だと語られ、具体的には大会決定の遵守をその証とした。したがってこれに反する行為は許されず、今回の被免職者の原告団もこれに縛られた。ところが、郵政の免職と全通の組織からの排除にも納得しない原告団の闘いの最後の勝利は、労組の団結神話論を打ち破った。本来、団結は労組の手段であり目的ではない。闘いの勝利のためにばらばらでは勝てないから労働者が団結するのであり、闘いを挑まなければ団結は必要ない。しかし、今回は団結論に背中を向けた「ばらばら=個人」が勝ったのである。団結を目的化し労働者を縛る論理が、この4・28の敗北で同時に敗れたのである。これは重要な見方である。労組が間違いだと思う人は、大会決定に反し、自らを信じて闘えるし、また勝てるという証明が4・28であり、この団結神話論の敗北と、明日の新しい闘う労組の結成という夢が可能であるこ

とが、教訓2である。

## 9、裁判では

最高裁での勝利は第3小法廷5人の裁判官の一致した決定であったが、その前の東京高裁での原告勝利の判決は江見弘武裁判長である。彼は法務省から国鉄に出向し、国鉄改革法を作成した人物といわれる。国鉄10万人首切りを行った法律を作った同じ人間が、郵政では7名の免職無効を出す不思議さは、法律の難しさを感じさせる。「郵政改革(4・28 処分)には問題がある。俺ならもっといい方法(国鉄改革方式)をとる」という江見裁判長の声が聞こえそうだが、これが法律の壁である。

国労鉄建公団訴訟原告団9・15判決の難波裁判長は東京地裁でも労働問題では「難波コート」として解雇問題を金銭的解決による早期決着を先取りする人だといわれ、不当労働行為の認定など無理な注文だとの噂があった。しかし、江見、難波裁判長の二つの判決は予想とは違った。これはなにか。司法界のありよう、労働弁護団の判断に明らかな分岐と波紋を見る。対立の労組が協調の労組に変質すれば、所属する弁護士も協調を強いられよう。考えと法的整理が難しい。もともと彼ら弁護士は法律の正当性を論ずる人たちであり、労組の運動論的な勝ち負けが目的ではない。また負けると思える局面の相撲は取りたがらない。これが今回の4・28の教訓3であり、国労、全通という労組の敗北につながった原因である。

## 10、分限処分裁判とのかかわり

郵政のほかの裁判と4・28の関わりである。

一つは61名の被免職者の4・28反処分闘争の中の出来事であるが、最初に全通と被免職者が闘った人事院の処分取り消し公平委員会では、一人の復職を認めただけは全員処分を認定され、敗北した。

つぎに続く全通での裁判は86年から45名で始まる。そして90年の全通の闘争の放棄で、裁判取り下げに応じた34名は反処分の闘争を終える。

残り11名は6名の裁判継続者と、いったん受験で裁判を取り下げたが、もう一度裁判を続けた5名に別れる。5名は裁判日時の期日指定という裁判の継続手法をとるが、これが地裁で敗北した段階で、池田君は処分取り消し裁判ではなく、免職無効の別の裁判を起こして今回の勝利につなげた。法的には針の穴を通すほど難しい裁判とされるが、勝ったことは事実だ。他の4人の原告は期日指定裁判を最高裁まで継続して敗北して復職の希望が絶えた。今後はこれの復活が焦点であるが、当該と弁護士はどう判断するのであろうか。

もう一つは、郵政の分限免職攻撃に20年間闘った鹿児島の中野闘争である。これは昨年10月に、免職取り消しにいたらず、原告の高裁判決を前の取り下げという形で闘争を終えた。分限とは公務員としての資格がないという処分で懲戒ではないが、職場をやめさせられるのは同じだ。郵政はこの時期、抵抗する人を全国で3名処分した。秋田の須藤さんは高裁では勝つが、最高裁で差し戻され負ける。千葉の桜沢さんは裁判に勝って復職した。鹿児島の中野さんは地裁で負けて、高裁の判断も厳しいと予想されていた。その過程のなかで和解的、取り下げ案が裁判所から出され、分限となる行為は労組役員としての正当な行為であるという裁判所の文言を受け入れ、名誉回復とする考えから、裁判を取り下げた。この判断の是非と4・28勝利の対比である。

このいくつかの根っこになにかがあるのか。

一つは労組と個人の闘いの位置づけである。団結が一番と思う人とそれを支持する人は、全通での裁判を外れると腰を引くこともある。中野闘争では民営化と組織統合という時期が切迫した中で、ぎりぎりの判断を迫られたのだろう。免職者の思いより労組が優先する考えはこの決断が正しいのであろう。組織防衛の典型である。しかし、私としては、20年間この闘いの一支援者でしかなかったが、この判決を見てみたかったし、最後まで闘うという決意を裁判の場所で見せてほしかった。裁判が終わるときの弁護士は「この中野闘争は戦後日本労働運動の権利闘争として最高の地点にいる」とのべたが、であればなおさら勝利は闘う労働運動の明日のためにも必要で

はなかったのか。名誉回復と裁判取り下げという事態は、組織での闘いの限界点だったのだろうが、無念が残る気もする。

もう一つは勝つのが難しいと思われる裁判との関連である。負ければ玉砕となると、これは労組活動家では法的判断は難しい。免職取り消し問題となればなおさら実現は困難だ。国の処分を国が取り消すことは、よほどのことでないと厳しい。しかし、国労鉄建公団訴訟原告団では9・15の不当労働行為認定を勝ち取ったし、4・28では免職取り消しを勝ち取った。司法界、日本労働弁護団内部の激変は間違いない。裁判ではこうすれば勝つというマニュアルはなく、闘いによる一步一步しか勝利はない。それも弁護士の闘いなくしては勝ち取れないものであるし、また逆もそのとおりなのである。

## 11、時代の変化と過去のことの論に

全通（JPU）労組からは「時代が変わった」という声がある。しかし、マル生攻撃は終わっていない。一つは、当時の郵政の主張では、全通は違法ストを行う違法労組であり、それに所属し違法ストを行う職員は違法職員であるという差別攻撃であり、不当ではあるが一つの線があった。いまはどうか。例えば郵政から見て不良職員との認定がなされると、特別研修や降格処分がなされ、それでもレベルアップが望めない者を分限するというので、すでに内部指導文書が出されている。闘う労働者排除は形を変えて続いている。「違法」であれば差別をするという明確な昔と違い、働きぶりに恣意的な上司の判断のみが処分の線引きとなるのが現代であり、攻撃に悪質さがより加わり、攻撃がわかりにくくなっているだけなのだ。処分の名目が労組活動としてではなく、個人の資質として責任を問われ、労組も自己責任という立場を取る。時代が変わったのではなく、労組が弾圧と排除をどう受け止めるかが変わったのである。

全通（JPU）からは同じく「過去のこと」という反論がある。しかしそうではない。まず免職者は当時のマル生攻撃の犠牲者＝生き証人であり、いまも闘っている。一方、原告団排除の制裁を科した全通本部の当時の伊藤基高書記長は、現在の民主党参議院議員であり、現役の政治家である。決して過去の出来事ではなく、同じ時間で同じ闘いを指導し、そして闘った人たちが、いま同じ時間に正反対の位置で生きているなかでの最高裁決定である。4・28勝利判決は決して過去のものではなく、その責任は今にこそここにあり、4・28の勝利は現在にも意味を持つ課題でもある。

## 12、労働法制と戦後体制の見直し

いま進む日本の戦後体制の見直しとの視点ではどうだろう。

安倍総理は誕生以来憲法改正を掲げ、戦後体制からの脱却を言う。そのなかでも労働法制の見直しは重要な位置にある。最初言ったとおり、日本の労働組合運動は、国、会社からの労組つぶしとの闘いがその最大の課題であった。国鉄と郵政はその双壁であり、反マル生闘争はその中心であった。そして、今多くの労組が息の根を止められ、揺れている。その攻撃の最後のとどめともいべき労組法、労基法の改悪が提案されている。また労働契約法は労組絶滅法とも呼ばれ、重要な闘いである。労働条件決定に労組が関与できない契約法を、連合は是とすると発言している。組合が組合の首をみずから絞めることに賛成する日本労働組合のありようは非常に問題である。

日本の労働行政は世界でも最も遅れている、最悪の国である。

1919年に生まれたILO（国際労働機構）に日本は加盟をしているが、その第一号条約、一日8時間労働の基本条約すら批准していない。ILOには全部で185本の条約が締結されているが、日本はそのうち47本しか批准していない加盟179か国中でも先進国では最低、最悪の労働後進国である。したがって、8時間労働の国際法的遵守義務はなく、国際国家の看板すら泣く。もちろん国内法を変えれば日本は10時間労働も可能となる国なのである。だからホワイトカラー・エグゼンプションなどという残業代ゼロ法などが出てくるのである。こうした国や資本家と協調認識を持つ労組は、本当に労働者のためにあるのだろうか。世界で最悪の労働行政と共通なら、日本の連合労組は世界で最悪の労組となる。

この4・28闘争はこの国側の労組つぶしとの闘いでもあったわけで、4・28原告団の勝利は、

二重の意味での勝利でもある。最後の攻防戦が国鉄解雇の鉄建公団訴訟原告団の闘いであり、剣が峰でこらえる姿である。郵政民営化で連合労組は「抵抗する人は新会社に相応しくなく、採用されない」と職場労働者を脅し続けた。しかし私は、「かりに郵政で解雇問題が起きれば、国鉄労働者鉄建公団訴訟原告団と力をあわせて闘いぬく」と全労協の全国大会で発言を続けた。雇用のために組合の姿と考え方を変えればどうなるか。いまの連合労組のすべてが最初はみなそうであったが、一時の転向だと。しかし、一度協調に踏み切ると、あとはなだれ現象である。これをこらえるのが労組つぶしとの対決軸であり、4・28の勝利はその歯止め役を立派に果たしている。

### 13、新自由主義との対決

そこで新自由主義との闘いである。

1980年代。日本は新自由主義国家の改革を打ち出す。規制緩和と民営化がその基本で、国鉄、NTT、郵政の民営化が相次ぐ。30万人の公社が20万人に減らされ、さらに職場は非正規労働者にとって変わる。規制緩和は終身雇用の終わりの別の言葉とされるが、日本でもそうした社会になり、貧富の拡大した固定化した格差社会が現れた。資本主義はもともと格差を生む経済体制であるが、社会的公正さを保つため、累進課税方式の所得の再分配が取られてきた。しかし新自由主義経済はこれはずし、金持ち優遇と呼ばれる税方式で、一部の富む人はますます豊かに、持たない多数の人はますます貧しくなる社会が到来した。

私たちはこの新自由主義に反対し、連合のいう「機会の公平さが保たれれば、この社会は正しい」という路線ではなく、現代は機会の公平すら保たれていないと考える。働こうにも正規労働者として採用しない会社、国の正当性は認められない。働いても生活できる条件が得られない人たち。国民の平均所得の半分以下の労働者のことを貧困層と国連は呼ぶが、日本ではその額200万円にとどかない人が非正規者としてすでに3分の一に及ぶ。貧しい人は結果の公平だけでなく、教育、研修などその出発点からすではずされ、機会の公平さに挑戦すら許されない人が多数なのだ。4・28の勝利は、もともと反差別と人権闘争がその最初であり、28年目の勝利は国の誤りを指摘する意味でも、大きく、そう考える人と労組の勝利でもあるのだ。

組織労働者が日本では18%台へと落ちた。労組が影響力を失う時代だ。職場は非正規労働者が多いが、彼らは会社から差別され、組合からも相手にされない。採用の契約は常に一日雇用で雇い止めで、突然の解雇が日常的に起きる。裁判をくりかえしても法の壁は厚い。これに勝つために何度も挑戦が続く。働く人がいつ首を切られるか不安なまま生きていく社会が、豊かであるはずがない。

4・28を継続した人々も、またそれを支援した仲間も、そうしたことを許さない正義の考えを持つ人々である。以降は、そうした民営化の首切りと、非正規者と一緒に闘い、雇い止めを許さない陣形を早急に作り上げるだろう。同一労働同一賃金と均等待遇という当たり前の要求に沿った運動体を作り広げる以外に勝利の道は見えない。この挑戦は続く。

### 14、最後に

私はいま郵政ユニオン・長崎の組合員であり、全労協である。89年の労働界再編、総評解体、連合発足のとき、全通を離れ、郵政長崎労働組合の結成に参画した。いま、この4・28反処分28年間を振り返ると、改めて感慨が深い。89年から91年の4・28切捨てまでの3年間は苦しい闘いの連続だった。詳細は、私が4・28の第一審判決直後に書いた小論（伝送便02年5月号）をご参照いただきたい。なぜ私がこの4・28の原告、名古屋、池田両君が所属する郵政4・28をとともに闘う会に関わり、彼らとどう闘ってきたかが理解いただけると思う。

そして今この勝利の決定である。

最高裁の決定が出た直後の17日、私と、4・28をとともに闘う長崎の会の鈴木事務局長は急ぎよ上京して、名古屋、池田両君と、4・28をとともに闘う会の横山さんの5名でお祝い会を秋葉原の居酒屋で開いた。本当におめでとうと思ったからだ。飲むにつけ、話すにつけ、会は盛り上がった。私は名古屋さんに「この勝利であなたの大事な人生の意味はあったね」と労をねぎらった。名古屋さんは笑っていたが、それにしても原告には厳しい半生だったと思う。28年と一口にいうが、1万日を超える日々なのだ。ということは一万回の夜があり、悩みが続いたことだと思う。郵政

から処分され、組織からも排除され、誰とて頼る組織もない闘いを孤独で続けてきた原告団。その精神力はまさに現代の岩窟王だ。一人からはじめた闘いで国を追い詰めた。しかしこの成果は一人原告団だけでなく、すべての免職者、いや国と闘っているすべての人に、分かち合いたい。闘えば勝てるし、最後まで勇気と希望をもとうと。この4・28は戦後労働運動でも輝く解雇撤回の闘争であると確信する。ともに闘えて私もよかったと、帰りの飛行機のなかで感じていた。

2007年2月22日